

横浜市 I C T活用工事試行要領について Q&A

令和3年2月

【第3条】

- Q 1 試行対象工事は全て「受注者希望型」とあるが、I C T施工を前提とした発注（発注者指定型）は要領の適用外となるのか。
- A 1 試行の適用外となりますが、発注者指定型でも基準・設計変更・成果品・工事成績評定等を規定する必要がありますので、試行要領の第3、4条を除き特記仕様書等で明示してください。
- Q 2 試行対象工事は、工種と規模について記載があるが、記載以外の工種や規模の場合は、対象外か。
- A 2 要領第3条に記載されている以外の工種や規模の工事でも受注者からI C T活用の提案があり、協議を行い生産性及び施工時の安全性の向上が期待される場合は、I C T活用工事の試行対象とすることができます。

【第5条】

- Q 3 I C T活用に関する施工計画書はいつ提出するのか。
- A 3 試行対象工事は契約後、すぐ請負人と協議を行い、工事着手（準備）前に施工計画書を提出してもらいます。設計者は、施工計画書の内容に基づいて現場施工前までにI C T活用に対して設計変更を行います。

【第6条】

- Q 4 施工管理・検査において国土交通省が定める「I C T活用工事技術基準類」（別表1）及び「I C T活用工事实施要領類」（別表2）を準用とあるが、従来の方法ではいけないのか。
- A 4 国土交通省が定める「I C T活用工事技術基準類」（別表1）及び「I C T活用工事实施要領類」（別表2）を準用することを原則としますが、請負人との協議により、従来施工管理手法等を採用した場合、従来方法でかまいません。

【第7条】

- Q 5 設計変更は、土木工事標準積算基準書または国土交通省が定める「I C T活用工事技術基準類」（別表1）及び「I C T活用工事实施要領類」（別表2）が標準としていて、適当でない場合とあるがどのような場合か。
- A 5 例えば土工（掘削）は、5,000 m³未満は全て同じ歩掛であるため小規模の（仮に1,000 m³程度の）施工について、受注者からI C T活用の提案があり、協議を行い生産性及び施工時の安全性の向上が期待され、標準積算基準（I C T施工）では実態と乖離がある場合は、見積等活用してください。

【第8条】

Q 6 3次元起工測量及び3次元設計データ等に対して簡易的な確認手法等について協議とあるが、どのような協議か。

A 6 本市のPCのスペックでは、3次元起工測量及び3次元設計データ等に対して閲覧できない可能性があるため、PDF・ビューワー等で閲覧可能とすることや、検査時に請負人のPCを持ち込んで検査するなどの協議を行ってください。

【その他】

Q 7 今後、試行対象や規模はどうするのか。

A 7 本市の試行実績や国や他の自治体の状況を把握しながら検討します。

【参考】 手続きフロー

